

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成23年2月8日

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員が、仕事と子育ての両立をより容易にでき、全員が働きやすい職場環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮することを目的として、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

《計画期間》平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

### 《計画内容》

#### 目標1 職員の育児休業等取得促進のための取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・妊娠・出産に関する制度情報をグループウェア上に掲載することにより、職員への周知を図り、育児休業の取得促進を図る。
- ・子どもの出生前後における父親の5日以上連続休暇取得促進を図り、取得率50%以上を目指す。
- ・育児休業中の職員に対し、希望に応じてトークンの貸与を行い、自宅等のパソコンからグループウェア及び電子メールによる職場の情報を取得できる環境を整えることにより円滑な職務復帰のサポートを行う。

#### 目標2 年次休暇平均取得率60%（年間12日）以上となるよう取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・ゴールデンウィーク及び年末年始の前後並びに夏季等における連続休暇の取得を促すとともに、その期間中における機構内の公的な会議等の自粛を促し、年次休暇の取得促進を図る。
- ・計画的な年次休暇取得促進を図るため、個人別年次休暇の取得計画表の作成について、周知徹底を図る。

#### 目標3 所定外労働時間の削減の取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・機構内の会議・打ち合わせ等について、原則として、終業時刻の17時45分以降行わないことに努め、周知徹底を図る。
- ・所定外労働時間の縮減のため業務の見直しを図り、週に1日「ノー残業デー」を設定する。

平成23年 4月～ 制度の検討

平成23年10月～ 制度を導入し、職員に周知